平成２３年（フ）第２１３１号
東京都八王子市台町４丁目36―Ａ―407
債務者　山口　松枝
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１３６号
東京都目黒区緑が丘２丁目18―４―103
債務者　小山　麻実
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１３７号
神奈川県川崎市多摩区三田２丁目3242―12―１Ａ
債務者　清水　麻湖
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１３８号
東京都江戸川区東葛西６丁目４―16―603
債務者　田邉智惠子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１４０号
神奈川県座間市東原２丁目10―28―403
債務者　加藤　政昭
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１４３号
東京都世田谷区代田１丁目10―６―205
債務者　小宮　元樹
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１４４号
東京都北区栄町49―４―203、住民票上の住所東京都北区王子５丁目２―２―1230
債務者　保本　貴弘
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１５４号
東京都世田谷区千歳台１丁目16―４
債務者　風見　春江
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１６１号
東京都東久留米市下里１丁目７―９―304
債務者　安藤　宏幸
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１６２号
東京都立川市一番町１丁目43―６
債務者　長田加代子（旧姓國分）
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１６３号
東京都板橋区高島平３丁目10―１―830
債務者　佐伯　良之
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１６４号
東京都府中市若松町１丁目16―16　ベルヴィレッジＤ―201
債務者　下田三四子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２０２号
東京都江戸川区南葛西５丁目17―４―1410
債務者　野間　　隆
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３０号
東京都練馬区栄町４―３　グレーシーマンション43―402
債務者　我妻　勝吉
1　決定年月日時　平成23年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２３８号
神奈川県横浜市西区平沼１丁目21―17―406
債務者　田中　裕千
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部